

日歯年金保険制度 重要事項説明書 (制度概要・注意喚起)

日本歯科医師会は、歯科医師の生活の安定なくしては国民歯科医療の充実、発展はあり得ないとの理念から、年金給付を行い会員およびご家族の生活安定に寄与することを目的として、昭和41年に日歯年金制度を創設しました。平成24年11月に主務官庁より特定保険業の認可を取得し、制度名称を「日歯年金保険制度」に改め、保険業法に則り保険計理人の関与のもと運営しています。

重要なお知らせ（制度概要）について

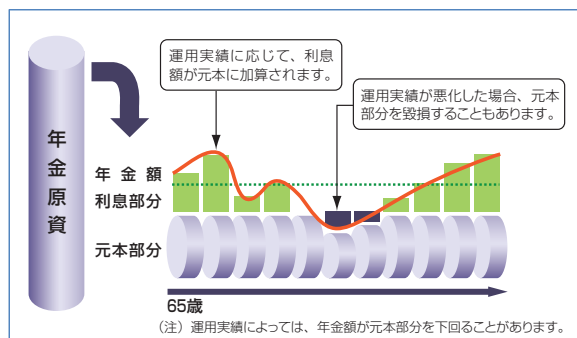
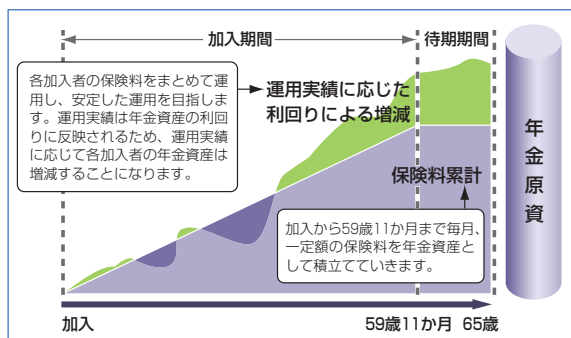
- この「重要なお知らせ（制度概要）」は、ご契約の内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を記載しています。
- 「重要なお知らせ（制度概要）」に記載の給付事由や給付に際しての制限事項は、概要や代表事例を示しています。給付事由の詳細や制限事項等についての詳細は、「公益社団法人日本歯科医師会年金保険規則」及び「公益社団法人日本歯科医師会年金保険規則施行細則」に詳しく記載していますので、あわせてご確認ください。
- 制度改正等を行った場合は日歯広報等を通じてお知らせいたしますので、必ずご覧ください。

1. 引受認可特定保険業者の名称及び所在地・連絡先並びに加入申込先

- 引受認可特定保険業者：公益社団法人 日本歯科医師会
- 所在地：〒102-0073 東京都千代田区九段北4-1-20
- 連絡先：日本歯科医師会 厚生会員課
(TEL 03-3262-9323 FAX 03-3262-9885)
もしくはご所属の都道府県歯科医師会
- 加入申込先：専用の申込用紙に必要事項をご記入の上、ご所属の都道府県歯科医師会にお申込みください。

2. 商品のしくみ

- 日歯年金保険制度は、日本歯科医師会を認可特定保険業者とする年金保険です。
- 特別勘定の運用実績に基づいて、将来受け取る年金額や解約時の中途脱退一時金額、終身年金一時払金額、万一の場合の遺族一時金額や年金遺族一時払金額が変動する年金保険であり、10年保証付きの終身年金です。
- 実績配当による加入期間中の年金資産の積立イメージ図
- 実績配当による年金受給中の年金給付額の変動イメージ図



●加入年齢別・利回り別 年間受給総額推移例（保険料月額3万円の場合）

加入時年齢 30 歳

(単位 円)

利回り	65歳	68歳	71歳	74歳	77歳	80歳
-0.5%	620,000	560,000	510,000	470,000	430,000	390,000
1.0%	830,000	800,000	760,000	730,000	700,000	660,000
2.5%	1,140,000	1,140,000	1,140,000	1,140,000	1,140,000	1,140,000
3.0%	1,270,000	1,290,000	1,310,000	1,330,000	1,350,000	1,370,000

加入時年齢 45 歳

(単位 円)

利回り	65歳	68歳	71歳	74歳	77歳	80歳
-0.5%	320,000	290,000	270,000	240,000	220,000	200,000
1.0%	390,000	370,000	350,000	340,000	320,000	310,000
2.5%	470,000	470,000	470,000	470,000	470,000	470,000
3.0%	500,000	500,000	510,000	520,000	530,000	530,000

加入時年齢 35 歳

(単位 円)

利回り	65歳	68歳	71歳	74歳	77歳	80歳
-0.5%	520,000	480,000	430,000	400,000	360,000	330,000
1.0%	680,000	650,000	620,000	590,000	560,000	540,000
2.5%	890,000	890,000	890,000	890,000	890,000	890,000
3.0%	970,000	990,000	1,000,000	1,020,000	1,030,000	1,050,000

加入時年齢 50 歳

(単位 円)

利回り	65歳	68歳	71歳	74歳	77歳	80歳
-0.5%	220,000	200,000	180,000	160,000	150,000	140,000
1.0%	250,000	240,000	230,000	220,000	210,000	200,000
2.5%	290,000	290,000	290,000	290,000	290,000	290,000
3.0%	310,000	310,000	320,000	320,000	320,000	330,000

加入時年齢 40 歳

(単位 円)

利回り	65歳	68歳	71歳	74歳	77歳	80歳
-0.5%	420,000	380,000	350,000	320,000	290,000	270,000
1.0%	530,000	500,000	480,000	460,000	440,000	420,000
2.5%	660,000	660,000	660,000	660,000	660,000	660,000
3.0%	720,000	730,000	740,000	750,000	760,000	770,000

(注) 各表の年間受給総額は利回りを一定とした場合の概算金額になります。

●加入年齢別・利回り別 80 歳までの受給総額例（保険料月額3万円の場合）

		(単位 円)									
加入年齢	利回り	30歳		35歳		40歳		45歳		50歳	
		払込総額	受給総額	払込総額	受給総額	払込総額	受給総額	払込総額	受給総額	払込総額	受給総額
-0.5%		10,800,000	7,540,000	9,000,000	6,360,000	7,200,000	5,150,000	5,400,000	3,910,000	3,600,000	2,640,000
1.0%		10,800,000	11,280,000	9,000,000	9,160,000	7,200,000	7,140,000	5,400,000	5,220,000	3,600,000	3,390,000
2.5%		10,800,000	17,110,000	9,000,000	13,310,000	7,200,000	9,960,000	5,400,000	6,990,000	3,600,000	4,370,000
3.0%		10,800,000	19,720,000	9,000,000	15,120,000	7,200,000	11,140,000	5,400,000	7,710,000	3,600,000	4,750,000

↑ 受給総額は80歳まで受け取った時の総額を表示予定

特 徴

日本歯科医師会会員はどなたでも加入できます（第6種会員除く）。保険料月額が増減が可能です。

加入日現在 55 歳未満の日本歯科医師会会員は加入できます（第6種会員除く）。保険料月額は 1 万円から 10 万円まで 1 万円単位で設定することができます。

運用実績に応じて年金額が増減します。

年金給付開始日を迎えられた場合には、終身にわたり年金を給付します。

年金額は特別勘定における資産の運用実績に応じて変動（増減）し、最低保証はありませんので、運用実績によっては、給付する年金の総額が払込保険料総額を下回ることがあります。

年金額は前年度の運用実績に基づき変動します。

年金額は、特別勘定における運用実績によって決まります。受給開始初年度の年金月額は、65 歳到達月時点の元利合計額を日歯年金保険規則第 18 条に定めた終身年金現価率で除し、さらに 12 か月で除した金額となります。年金給付開始後、年金額は毎年、前年度の運用実績に基づき、基準利率 2.5% を上回れば増額され、基準利率 2.5% を下回れば減額となりますので、毎年の年金額は一定ではありません。

中途脱退一時金も運用実績に応じて増減します。

64 歳 11 か月（65 歳到達月の前月）までであればご契約を中途脱退（解約）でき、中途脱退（解約）

された場合、中途脱退一時金を給付します。中途脱退一時金額は特別勘定における運用実績に応じて変動（増減）します。なお、中途脱退一時金額に最低保証はありませんので、運用実績によっては払込保険料総額を下回ることがあります。

中途脱退（解約）のお手続は64歳11か月（65歳到達月の前月）までに完了していただく必要があるため、65歳到達月の2、3か月前までにご所属の都道府県歯科医師会にお申し出ください。

年金受給権取得前に死亡されたときは、遺族一時金を給付します。

年金受給権取得前にお亡くなりになられた場合は、ご遺族の方へ遺族一時金を給付します。遺族一時金額は特別勘定における運用実績に応じて変動（増減）します。なお、遺族一時金額に最低保証はありませんので、運用実績によっては払込保険料総額を下回ることがあります。

年金受給権取得後10年未満で死亡されたときは、年金遺族一時払金を給付します。

年金受給権取得後10年未満でお亡くなりになられた場合は、ご遺族の方へ年金遺族一時払金を給付します。年金遺族一時払金額は特別勘定における運用実績や10年保証の残存期間に応じて変動（増減）します。なお、年金遺族一時払金額に最低保証はありませんので、運用実績によっては、受給者が生前お受け取りになった年金額と年金遺族一時払金額の総額が払込保険料総額を下回ることがあります。

年金受給権取得後10年を超えて死亡されたときは、受給者の死亡月の翌月から3か月分をもって年金の給付は終了します。

年金受給権取得後10年を超えてお亡くなりになられた場合は、お亡くなりになられた月の翌月から3か月分をもって年金の給付は終了します（以下「続き年金」と言います）。続き年金額は特別勘定における運用実績に応じて変動（増減）します。なお、続き年金額に最低保証はありませんので、運用実績によっては、受給者が生前お受け取りになった年金額と続き年金額の総額が払込保険料総額を下回ることがあります。

3. 保障内容

終身年金	65歳給付開始の終身年金（保証期間10年付）。年金給付期間10年超で死亡した場合は、死亡月の翌月から3か月分の給付をもって終了します。
遺族一時金	加入中及び待期中に死亡の場合、加入月から死亡した月までの元利合計額を給付します。
年金遺族一時払金	受給開始後10年未満で死亡の場合、10年を上限とした残余給付期間分を現価計算し、一時金として給付します。
中途脱退一時金	加入中及び待期中に契約を中途脱退（解約）する場合は、中途脱退一時金を給付します。中途脱退一時金額は、適用利率がプラスであった年度は適用利率の1/2を、マイナスであった年度は適用利率を付利して算出した元利合計額となります。
終身年金一時払金 ※平成29年10月1日 施行	受給開始後10年未満の受給者が終身年金の受給権を放棄し、脱退する場合、10年を上限とした残余給付期間分を現価計算し、一時金として給付します。終身年金一時払金は健康上の理由等により、終身年金として受給するよりも少額になったとしても受給者本人が年金をまとめて受け取りたいとのご要望に応じて創設しました。終身年金一時払金額は特別勘定における運用実績や10年保証の残存期間に応じて変動（増減）します。なお、終身年金一時払金額に最低保証はありませんので、運用実績によっては受給者がお受け取りになった年金額と終身年金一時払金額の総額が払込保険料総額を下回ることがあります。

4. 加入の条件等

加入資格	日本歯科医師会会員で加入日現在 55 歳未満の方（第 6 種会員除く）
保険料の払込期間	59 歳 11 か月まで
保険料変更可能期間	59 歳 11 か月まで
待期期間	60 歳から 64 歳 11 か月まで
終身年金受取期間	65 歳から終身給付
年金月額	お受け取りになれる年金額は、保険料、払込期間と運用実績によって決まります。
被保険者	この制度の年金の給付を受けるべき方で、加入者、待期者及び受給者をいいます。
給付の受取人	被保険者またはその遺族受給権者
クーリング・オフ制度	申込者または加入者は、保険契約の申込日から、その日を含めて 8 日以内（消印有効）であれば、日本歯科医師会 厚生会員課への書面又は電磁的記録によるお申し出により、ご契約のお申込みの撤回や契約成立後の解除ができます。
年金種類	10 年保証期間付終身年金
年金給付開始年齢、終了時期及び給付時期	終身年金は、満 65 歳に到達した月より給付を開始し、受給開始後 10 年を超えて受給者が死亡した場合、本人死亡月の翌月から 3 か月分の給付をもって終了します。毎年 4 回、1 月、4 月、7 月、10 月の 1 日にそれぞれ前月までの分を給付します。1 月給付時は前年 10・11・12 月分を給付、4 月給付時は 1・2・3 月分を給付、7 月給付時は 4・5・6 月分を給付、10 月給付時は 7・8・9 月分を給付します。なお、1 日が土曜日・日曜日・祝日で金融機関が休業の場合は、それ以降の最初の営業日に給付します。 また、年金給付期間が 10 年未満の受給者が死亡した場合は、年金遺族一時払金の給付をもって終了します。
保険料払込方法	月払い
配当金	なし

5. 日歯年金保険制度（特別勘定）の運用について

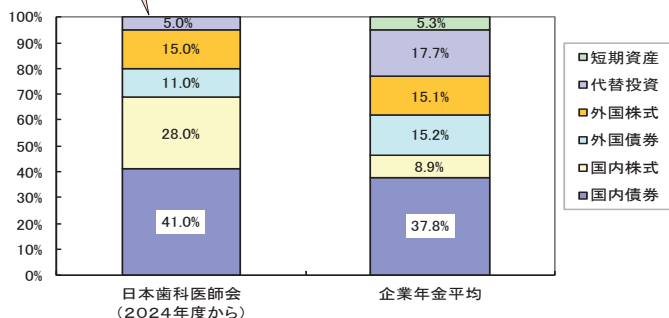
- 保険料の運用は、公益社団法人日本歯科医師会年金保険規則及び公益社団法人日本歯科医師会年金保険特別勘定管理運営規程の規定に基づき、単独運用の特別勘定を設定して行います。
- 運用方針は日本歯科医師会の諮問委員会（常任委員会）である資金管理運用委員会の審査を経て理事会が決定します。被保険者の皆様には、どのような運用を選択するかという自由はありません。

◆ 基本的考え方とプロセス

- 基準利率（年 2.5%）の達成を目標に、中長期的観点からより安定的な運用を実施します。
- 安定的運用の実践手法として、複数の運用対象（資産、運用機関、商品）の組合せ（分散）により、各運用対象の相互補完とリスク分散を図る「分散投資」を実施します。
- 実際の運用は信託銀行及び投資顧問会社の運用機関に委託します。日本歯科医師会で運用方針並びに運用委託先を検討・決定し、各運用機関に運用方針を指示しています。
- 上記の検討においては運用コンサルティング会社の意見を入れつつ、日本歯科医師会の資金管理運用委員会で行っています。
- 運用方針等の現況と基本的考え方の概略は、次の通りです。（※企業年金等と考え方はほぼ同様です。）

◆ 運用方針（政策資産配分）

債券を中心に運用の安定化を図りつつ目標（基準利率）の達成を目指しています。



※「企業年金平均」出所：企業年金連合会「企業年金実態調査」（2023年度）
（一般勘定は「国内債券」に含む）

※「企業年金平均」の上記割合合計は端数処理の関係により100%にならない場合があります。

- 短期的な市場動向によらず、中長期的観点から運用目標とリスクを勘案し、具体的な運用方針として政策資産配分を設定しています。
- 中長期の収益安定（積上げ）を図り、時価変動で比率が上昇したもの（＝相対的に価格上昇したもの）を一部売却、比率の低下したものを購入し、配分比率を維持します。
- 運用方針自体の見直しは原則として3年毎、妥当性のチェックは毎年実施しています。

◆ 運用機関への運用委託（令和7年3月31日現在）

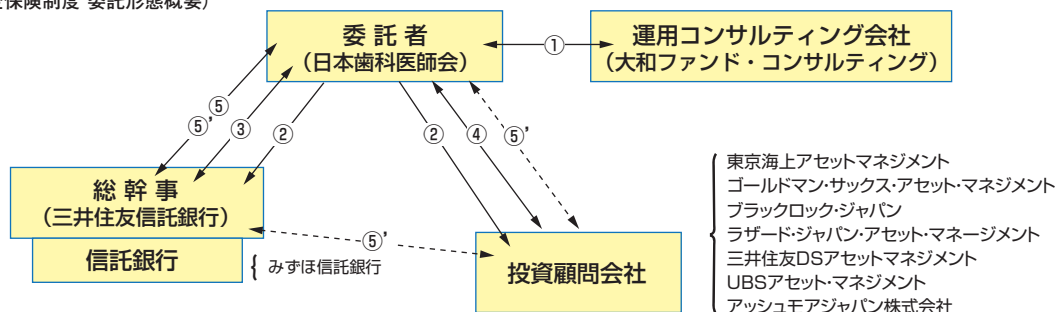
（単位：百万円）

2025年3月末		国内債券	国内株式	外国債券	外国株式	代替資産	短期資金	合計
三井住友信託	パッシブ (うち固定利付債) (うち物価連動国債)	35,036 28,252 6,784	39,784	19,936	16,691	0	837	112,285
東京海上	国内債券	26,469	0	0	0	0	64	26,533
みずほ信託	国内債券(事業債) 代替資産(バンクローン)	27,564 0	0 0	0 0	0 0	0 3,005	577 0	28,141 3,005
ゴールドマン	国内株式(グロース)	0	5,694	0	0	0	0	5,694
ラザード	国内株式(市場型)	0	7,786	0	0	0	36	7,822
三井住友DS	国内株式(バリュー)	0	12,479	0	0	0	89	12,568
ブラックロック	外国株式	0	0	0	21,232	0	0	21,232
UBS	代替資産(海外不動産)	0	0	0	0	5,797	1	5,799
アッシュモア	外国債券(新興国債券)	0	0	3,065	0	0	0	3,066
会全体		89,069	65,743	23,002	37,923	8,803	1,606	226,145
構成比率		39.4%	29.1%	10.2%	16.8%	3.9%	0.7%	

パッシブ：より低廉なコストで、市場平均に連動した収益獲得を図る。運用コストを抑制しつつ、運用資産全体の資産配分バランスを調整。
アクティブ：指定した投資対象の範囲内で、市場平均を上回る収益を追求。個々の運用努力で運用収益の上積みを図る。

◆ 運用機関等への委託形態

（日歯年金保険制度 委託形態概要）



① 運用コンサルティング契約

- ・運用基本方針、資産配分、運用ガイドラインについて相談、協議（運用コンサルティング会社⇒助言、委託者⇒決定）

(2) ⇒委託者（日歯）が運用基本方針、資産配分、運用ガイドラインを決定し、信託銀行および各投資顧問会社に明示。各信託銀行および各投資顧問ではこの指示に基づき運用。

③指定金銭信託（単独運用）契約

- ・委託者（日歯）より指定された範囲内で、各信託契約ごとに単独で運用する金銭信託。
⇒委託者（日歯）からの運用基本方針・資産配分・ガイドラインに基づいて運用。

④投資顧問一任契約

- ・委託者（日歯）より投資判断の一任を受け、投資顧問会社の自由裁量で運用を代行。
⇒委託者（日歯）からの運用基本方針・資産配分・ガイドラインに基づいて運用。

⑤投資一任管理契約（年金特定信託契約）

- ・投資一任契約の資産管理業務を委託者（日歯）から信託銀行（三井住友信託銀行）に委託。
投資顧問会社は、法律上資金の受入を禁止されており、運用の指図のみを行うため。
（委託者（日歯）・投資顧問・信託銀行（三井住友信託銀行）間で協定締結あり（⑤'））

6. 日歯年金保険制度適用利率（運用利回り）と企業年金平均利回り

年 度	日歯年金保険適用利率	企業年金平均利回り※	年 度	日歯年金保険適用利率	企業年金平均利回り※
平成 11 年度	8.74%	13.09%	平成 24 年度	10.35%	11.75%
平成 12 年度	－ 6.87%	－ 9.91%	平成 25 年度	8.09%	9.60%
平成 13 年度	－ 3.22%	－ 4.38%	平成 26 年度	9.39%	11.66%
平成 14 年度	－ 11.40%	－ 12.45%	平成 27 年度	0.05%	－ 1.15%
平成 15 年度	10.58%	16.86%	平成 28 年度	3.40%	3.47%
平成 16 年度	3.16%	4.97%	平成 29 年度	4.86%	4.52%
平成 17 年度	9.66%	21.32%	平成 30 年度	1.39%	1.51%
平成 18 年度	3.78%	4.91%	令和 元 年度	－ 3.77%	－ 1.49%
平成 19 年度	－ 3.87%	－ 11.83%	令和 2 年度	17.12%	11.88%
平成 20 年度	－ 13.15%	－ 19.11%	令和 3 年度	4.04%	2.82%
平成 21 年度	9.72%	15.24%	令和 4 年度	－ 1.44%	－ 0.53%
平成 22 年度	－ 0.64%	－ 1.03%	令和 5 年度	14.79%	10.49%
平成 23 年度	1.99%	1.44%	令和 6 年度	－ 1.04%	0.56%

※「企業年金平均利回り」は運用報酬等控除前の数値で、企業年金連合会「企業年金実態調査」より引用。

令和 6 年度については「年金情報」の報道数値。

7. 日歯年金保険制度の運用会社及びコンサルタント会社

〈運用会社〉

○信託銀行 2 社

- 三井住友信託銀行株式会社（総幹事会社）
- みずほ信託銀行株式会社

東京都千代田区丸の内 1 丁目 4 番 1 号 TEL 03-3286-1111
東京都千代田区丸の内 1 丁目 3 番 3 号 TEL 03-6627-8000

○投資顧問会社 7 社

- 東京海上アセットマネジメント株式会社
- ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社
- ブラックロック・ジャパン株式会社
- ラザード・ジャパン・アセット・マネジメント株式会社
- 三井住友 DS アセットマネジメント株式会社
- UBS アセット・マネジメント株式会社
- アッシュモアジャパン株式会社

東京都千代田区丸の内 1 丁目 8 番 2 号 TEL 03-3212-8421
東京都港区虎ノ門 2 丁目 6 番 1 号 TEL 03-4587-6000
東京都千代田区丸の内 1 丁目 8 番 3 号 TEL 03-6703-4100
東京都港区虎ノ門 2 丁目 6 番 1 号 TEL 03-4550-2700
東京都港区虎ノ門 1 丁目 17 番 1 号 TEL 03-6205-0200
東京都千代田区大手町 1 丁目 2 番 1 号 TEL 03-5293-3700
東京都千代田区丸の内 1 丁目 5 番 1 号 TEL 03-4571-1601

〈運用コンサルタント〉

- 株式会社大和ファンド・コンサルティング

東京都千代田区丸の内 1 丁目 9 番 1 号 TEL 03-5555-6550

8. ご負担いただく諸費用等

- 費用の詳細については、「重要なお知らせ（注意喚起情報）」をご参照ください。

重要なお知らせ（注意喚起情報）について

- この「重要なお知らせ（注意喚起情報）」は、ご契約のお申込みに際し、特にご注意いただきたい事項を記載しています。
- この「重要なお知らせ（注意喚起情報）」のほか、給付事由および制限事項の詳細やご契約の内容に関する事項は、「公益社団法人日本歯科医師会年金保険規則」及び「公益社団法人日本歯科医師会年金保険規則施行細則」に詳しく記載しておりますので、あわせてご確認ください。
- 制度改正等を行った場合は日歯広報等を通じてお知らせいたしますので、必ずご覧ください。

被保険者の皆様にご負担いただく諸費用等について

次の内容は令和7年3月末日現在の内容であり、将来変更されることがあります。

- 加入期間、待期間、年金給付期間中の費用

項 目	目 的	費 用
制度管理関係費 *	当年年金保険制度を運営・管理するうえで必要となる費用	特別勘定の資産総額に対して…年率 0.052%
資産運用関係費 **	特別勘定の運用にかかわる費用。特別勘定の投資対象となる投資信託の信託報酬などが含まれます。	特別勘定の資産総額に対して…年率 0.198%

* 制度管理関係費には、総幹事会社に対する幹事信託報酬が含まれますが、費用の発生前に金額や割合を確定することが困難なため表示することができません。また、これらの費用は各特別勘定がその保有資産から負担するため、適用利率に反映することとなります。したがって、被保険者の皆様はこれらの費用を間接的にご負担いただくことになります。

** 資産運用関係費には、信託報酬のほか信託事務の諸費用等、有価証券の売買委託手数料および消費税等の税金等が含まれますが、費用の発生前に金額や割合を確定することが困難なため表示することができません。また、これらの費用は各特別勘定がその保有資産から負担するため、適用利率に反映することとなります。したがって、被保険者の皆様はこれらの費用を間接的に負担することとなります。

資産運用関係費は運用手法の変更、運用資産額の変動等の理由により、将来変更される可能性があります。

投資リスク

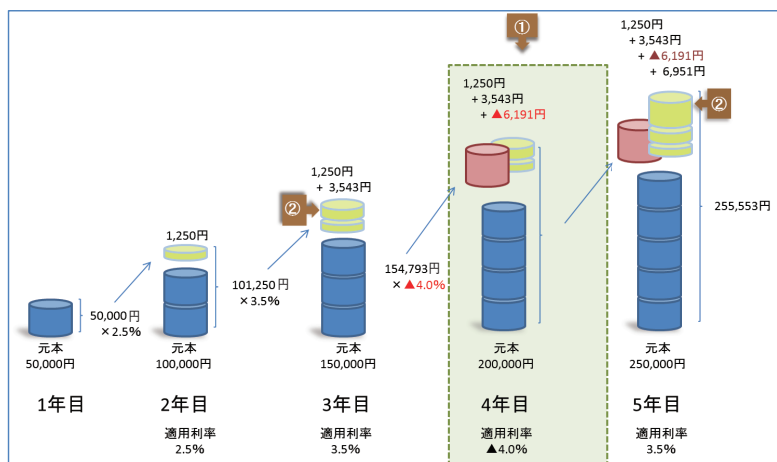
お受け取りいただく総額は払込保険料総額を下回る場合があることについて

- 被保険者の皆様の保険料からなる年金資産は特別勘定で運用され、特別勘定の運用実績に基づいて将来の年金額、年金遺族一時払金、遺族一時金、中途脱退一時金、終身年金一時払金が増減します。
- 特別勘定は、国内外の株式・債券等を実質投資対象とするため、「株価変動による株式価格の下落」「金利変動による債券価格の下落」「為替変動」等により年金保険基金の時価評価額が下落することで、将来の年金額、年金遺族一時払金、遺族一時金、中途脱退一時金、終身年金一時払金等が払込保険料総額を下回り、損失が生じる可能性があります。これらの投資リスクはご契約者または受取人に帰属します。
- 将来の年金額、年金遺族一時払金、遺族一時金、中途脱退一時金、終身年金一時払金は最低保証はありませんので、お受け取りいただく総額が払込保険料総額を下回ることがあります。

◆ 年金原資積立てのイメージ

ポイント① 経済環境の悪化はマイナスの収益となり、元本毀損の要因となります。仮に60歳の時に、図で示した4年目の状況となっていれば、元本割れという事態が発生します。

ポイント② 元本が積み上がった後半での影響がより大きくなります。

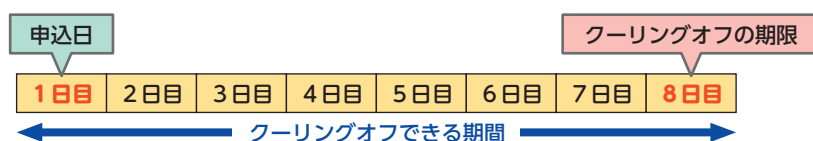


その他ご留意事項

- 年金額は、年金給付開始日の前日における積立金の合計額に基づき、年金給付開始日における基礎率（終身年金現価率、予定死亡率等）によって計算されるもので、ご加入時には将来受け取る年金額は定まっています。
- 制度概要に「日歯年金保険制度（特別勘定）の運用」の概要を示しています。

クーリング・オフ制度

8日以内であれば、ご契約のお申込みの撤回やご契約の解除ができます。



- 申込者または加入者は、加入の申込日から、その日を含めて8日以内であれば、書面または電磁的記録によるお申し出により、お申込みの撤回または契約の解除ができます。
- クーリング・オフされる場合は、書面又は電磁的記録に①ご契約をクーリング・オフする旨のお申し出、②加入者の住所、③氏名（捺印※）、④会員番号、⑤連絡先電話番号、⑥加入申込書を提出した年月日をご記入の上、8日以内（8日以内の消印有効）に日本歯科医師会 厚生会員課宛にご通知ください。
※電磁的記録の場合、捺印は不要です。
- 加入のお申込みの撤回または契約の解除があった場合には、お払込みいただいた保険料は全額お返しします。
- 保険料の増額・減額のお申込みの場合は、撤回はできません。

告知義務

告知義務はありません。

- 本年金保険契約の締結に際し、告知を要しません。

責任開始期

制度に加入した日（日本歯科医師会が加入のお申込みを受け付けた月の翌月の1日）から、日本歯科医師会は制度上の責任を負います。

- 日本歯科医師会が加入の申し込みを承諾した場合は、通常、加入通知書の発行により、承諾の通知に代えさせていただきます。
- 増減額分の責任開始期も同様の取扱いとなります。

お支払いできない場合

給付金等をお支払いできない場合があります。

- 偽りその他不正の手段により給付を受けようとする場合は、給付金等はお支払いできません。
- 偽りその他不正の手段により給付を受けた場合は、すでにお支払いした給付金相当額を返還していただきます。

中途脱退一時金

中途脱退一時金の水準

- 加入者および待期者が、64歳11か月（65歳到達月の前月）までに制度を中途脱退（解約）したとき、若しくは日本歯科医師会を64歳11か月（65歳到達月の前月）までに退会したときは、中途脱退一時金を給付します。中途脱退一時金額は、日歯年金保険規則第22条に基づき中途脱退月までの保険料総額と運用利差損益の合計額となり、特別勘定の運用実績によって増減します。したがって、運用実績によっては中途脱退一時金額は払込保険料総額を下回ることがあります。

保険契約者保護機構

日歯年金保険制度は保険契約者保護機構*（セーフティーネット）の対象外です。

- 認可特定保険業者は保険契約者保護機構（セーフティーネット）の対象外とされており、日歯年金保険制度は保険契約者保護機構（セーフティーネット）の対象外となります。

*「保険契約者保護機構」は、万一、保険会社（外国保険会社等も含む）が破綻した場合でも、破綻保険会社の保険契約の移転等（移転、合併、株式取得）における資金援助等を行うことにより、保険契約者等の保護を図ることを目的として、平成10年12月1日に生・損保別に設立されています。

◆ 公益社団法人日本歯科医師会年金保険規則

第1章 総 則

（制定の趣旨）

第1条 この規則は、定款第4条第1項第九号及び十号の規定に基づき、会員の年金保険制度に関し、必要な事項を定めるものとする。

（年金保険制度の目的）

第2条 年金保険制度は、会員の相互扶助の理念に則し、年金の給付を行い会員及びその遺族の生活安定に寄与することを目的とする。

（事務の分掌、委託）

第3条 年金事業の事務の一部は、この規則の定めるところにより都道府県歯科医師会並びに本会と契約した信託銀行、生命保険会社及び投資顧問会社（以下、「受託会社」という。）に分掌又は委託することができる。

2 受託会社の選考及び運用結果の評価等については運用コンサルタント会社の意見を求めることができる。

3 第1項及び前項に規定する受託会社及び運用コンサルタント会社は理事会において決定する。

（都道府県歯科医師会及び受託会社の所掌事務）

第4条 都道府県歯科医師会の代表者は、年金事務の施行に協力し、かつ、都道府県歯科医師会会長会議を通じ、年金事業に関し意見を述べるることができる。

2 受託会社は、本会と締結した契約（指定金銭信託（単独運用）契約書、共同取扱企業年金保険契約協定書及び年金投資一任契約書をいう。）に基づき、第25条に規定する年金保険基金の管理及び運用に当たるとともに給付の事務を行うものとする。

（用語の定義）

第5条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 被保険者 この制度の年金の給付を受けるべき会員で、以下の加入者、待期者及び受給者をいう。

- 二 加入者 被保険者のうち、満 60 歳の誕生日の属する月の前月までの者をいう。
- 三 待期者 被保険者のうち、満 60 歳の誕生日の属する月以降満 65 歳の誕生日の属する月の前月までの者をいう。
- 四 受給者 被保険者のうち、満 65 歳の誕生日の属する月以降の者でこの規則により年金給付を受けている者をいう。
- 五 受給権者 この規則における給付又は配分を受くべき理由が発生した者及び受給者をいう。
- 六 加入年齢 この制度に加入又は保険料の増額をしたときの年齢をいう。
- 七 遺 族 この規則により被保険者が生前指定した者とし、その受給順位は、下記のとおりとする。
 - イ 遺族受給権者は、被保険者が生前指定した第一順位から第三順位までの者とし、その受給順位は指定の順位とする。ただし、第一順位から第三順位に指定した全ての者が被保険者よりも前に死亡していた場合、遺族受給権者はロの順位とする。
 - ロ 遺族受給権者の指定がない場合は、次のとおりとする。

遺族受給権者を指定しない。(この場合の順位は次のとおり)
第 1 順位：配偶者
第 2 順位：子
第 3 順位：孫
第 4 順位：直系尊属（父母他）※
第 5 順位：兄弟姉妹
第 6 順位：兄弟姉妹の子
※親等の異なる者の間では、その近い者を先にする。
遺族受給権者が第 2・3・4・5 及び 6 順位の場合はそれぞれ全員が対象となる。

- ハ イ及びロによる遺族受給権者がいない場合は、遺族受給権者を当該契約者の所属の都道府県歯科医師会の意見を徴し、理事会の議を経て会長が決める。
- ニ 遺族受給権者が給付申請手続き未了のまま死亡した場合の受給権者は、死亡した遺族受給権者を被相続人とした民法の規定とする。
- 八 基準利率 基準年金月額を算定するために用いる一定の利率のことをいい、年 2.5%とする。
- 九 適用利率 年金保険基金の運用実績を勘案し、給付等を決めるための利率をいう。
- 十 基準年金月額 実績配当型年金制度において、一定の利率で算出した基準となる年金月額のことをいう。
この規則では、加入月より満 60 歳の誕生日の属する月の前月までの保険料に、加入月より給付開始までの期間における適用利率を付利して計算した元利合計相当額を基準利率による終身年金現価率で除して計算し、10 円位未満は四捨五入した額をいう。
- 十一 年金現価 年金制度を設計する場合、将来支払う年金の総額に充当するために必要となる原資を、あらかじめ算定した額をいう。終身年金の場合は終身年金現価となる。
- 十二 年金現価率 年金現価を計算する場合、毎月の年金額を 1 単位として計算したものをいう。終身年金の場合は終身年金現価率となる。

(加入の時期及び加入制限)

第 6 条 会員は、毎月 1 日に、この制度に加入できるものとする。ただし、公益社団法人日本歯科医師会定款施行規則別表 2 に規定する第 6 種会員である間は、本制度加入の要件を満たさないものとする。

2 加入年齢満 55 歳以上の会員は、この制度に加入することができない。

(クーリング・オフ)

第 7 条 加入者は、本会が加入申込書を受領した日から 8 日以内につき、クーリング・オフできるものとする。

(中途脱退)

第 8 条 加入者若しくは待期者は、所定の手続きにより中途脱退できるものとする。

2 加入者若しくは待期者は、本会を任意退会若しくは会員たる身分を喪失した場合、中途脱退するものとする。

(給付及び返還金の請求等の裁定権限と理事会への事後報告)

第 9 条 給付及び返還金の請求等の裁定は厚生会員担当理事が行い、その結果について理事会へ事後的に報告を行うものとする。

第 2 章 保険料

(保険料の額、限度額及び払込期間)

第 10 条 保険料の額は、月額 10,000 円以上とし、10,000 円を単位に 100,000 円までとする。

2 前項の保険料は、第 6 条に規定する加入月以後、満 60 歳の誕生日の属する月の前月まで、毎月定める期日までに納付するものとする。

(保険料の増額及び減額)

第 11 条 加入者は、満 60 歳の誕生日の属する月の前月までに毎月 1 日に前条第 1 項に規定する保険料限度額に達するまで保険料の額を増減することができる。

2 保険料の増減及び払込の方法については、前条の規定を準用する。

第 3 章 給 付

第 1 節 通 則

(給付の種類)

第 12 条 この規則による給付は、次のとおりとする。

- 一 終身年金
- 二 年金遺族一時払金
- 三 遺族一時金
- 四 中途脱退一時金
- 五 終身年金一時払金

(給付の裁定及び送金)

第 13 条 給付を受ける権利は、その受給権者の請求に基づいて厚生会員担当理事が裁定をなし、受託会社をして給付を行わせる。

2 給付金の送金は、前項に定める厚生会員担当理事による裁定から 60 営業日以内に受給権者の指定する銀行口座に振込み、又はその他の方法により行うものとする。

3 受給権者を起因とする不備があった場合は、不備を解消した日から 60 営業日以内に受給権者の指定する銀行口座に振込み、又はその他の方法により行うものとする。

4 民事訴訟等により第 2 項に定める振込ができない場合は、判決確定後若しくは裁判所の指示に基づき、第 1 項に定める厚生会員担当理事による裁定から 60 営業日以内に然るべき受給権者の指定する銀行口座に振込み、又はその他の方法により行うものとする。

5 前項による送金手数料は、給付金から控除することがある。

6 本会は、第 2 項から第 4 項に定める期日を超えて給付金を支払う場合には、その期日の翌日から給付金支払日までの日数について、支払給付金に年 5 分の割合により計算した遅延利息を支払う。

(不正利得の徴収)

第14条 偽りその他不正の手段により給付を受けた者がある場合は、本会は受給額に相当する金額をその者から徴収するものとする。
(受給権の保護)

第15条 給付を受ける権利は譲り渡し、又は担保に供することができない。若し譲り渡し、又は担保に供してもこれをもって本会に対抗することができない。

第2節 終身年金
(終身年金の給付開始年齢)

第16条 被保険者が満65歳の誕生日の属する月に達したときから、終身年金を給付する。
2 保険料の払込終了から給付開始までの5年間は待期間とする。
(終身年金の月額)

第17条 終身年金の月額は、受給開始年度は基準年金月額とする。以降、毎年度の終身年金の月額は、適用利率に基づき毎年調整し、10円位未満は四捨五入する。
(終身年金現価率の算定)

第18条 終身年金の月額の算定に用いる終身年金現価率は、原則として確定給付企業年金法施行規則第43条第2項第二号に規定する基準死亡率を予定死亡率として算定した率とする。なお、基準死亡率が改正された場合には、改正された基準死亡率の変動幅に応じて予定死亡率を改定し、終身年金現価率の再算定を行うものとする。
(終身年金の給付期間及び給付の月)

第19条 終身年金は、第16条に規定する年金給付開始年齢に到達した月より給付を開始し、本人死亡月をもって終わる。ただし、年金給付期間が10年超の場合は、本人死亡月の翌月から3か月分の給付をもって終わる。
2 年金は毎年4回1月、4月、7月及び10月にそれぞれ前月までの分を給付する。

第3節 年金遺族一時払金
(年金遺族一時払金の給付、期間及びその額)

第20条 年金給付期間が10年未満の受給者が死亡したときは、その遺族に年金遺族一時払金を給付する。
2 前項の年金遺族一時払金の額は、終身年金の月額に120か月から本人の受給月数を控除した月数に応じ、基準利率による年金現価率を乗じて算出した金額とし、10円位未満は四捨五入する。

第4節 遺族一時金
(遺族一時金の給付及びその額)

第21条 被保険者が、終身年金の給付開始年齢に達する月の前月までに死亡したときは、その遺族に遺族一時金を給付する。
2 遺族一時金の額は、加入月から死亡の月までの保険料に、適用利率を付利して計算した元利合計額とし、10円位未満は四捨五入する。

第5節 中途脱退一時金
(中途脱退一時金の給付及びその額)

第22条 加入者及び期待者が脱退したときは、中途脱退一時金を給付する。
2 中途脱退一時金の額は、加入月から中途脱退の月までの保険料に、適用利率の2分の1を付利して計算した元利合計額とし、10円位未満は四捨五入する。ただし、適用利率が0.0%を下回る期間については、その利率を付利することとする。

第6節 終身年金一時払金
(終身年金一時払金の給付、期間及びその額)

第23条 年金給付期間が10年未満の受給者が終身年金の受給権を放棄し脱退したときは、終身年金一時払金を給付する。
2 前項の終身年金一時払金の額は、終身年金の月額に120か月から本人の受給月数を控除した月数に応じ、基準利率による年金現価率を乗じて算出した金額とし、10円位未満は四捨五入する。

第4章 年金保険基金及び会計
(年金保険基金)

第24条 この制度の給付を行うための保険料、その果実、手数料及びその他の原資は「年金保険基金」と称し、別途管理する。
(年金保険基金の目的外使用の禁止)

第25条 年金保険基金は、第12条に掲げる給付、委託手数料（幹事報酬、信託報酬、付加保険料、投資顧問料及び投資一任契約管理料をいう。）、運用コンサルタント料、保険計理人委託費及び事務管理費を支出するほか、いかなる理由があってもほかに流用、転貸又は担保にすることができない。
(年金保険基金の収支)

第26条 年金保険基金の収支は、会長の命により本会事務局が担当し、受託会社に管理及び運用を委託するものとする。ただし、年金事業に係る事務は、本会事務局において行うものとする。
(特別勘定の設定及び年金額等の変動)

第27条 年金保険基金の運用は、単独運用の特別勘定を設定して行う。
2 本会は、特別勘定の運用実績に基づき、加入者および期待者の積立金額を増減させ、受給者の年金月額を増減させる。
(特別勘定の管理運営)

第28条 本会は、特別勘定の管理運営に関する内規を定め、責任体制の明確化を図り、特別勘定の健全かつ適正な運営を図るものとする。
2 本会は、特別勘定の運用にあたっては、特別勘定を担当する管理職以上の運用の責任者を任命し、この運用の責任者は、原則として特別勘定を専任的に担当することとする。
(特別勘定に係る業務運営上の措置)

第29条 本会は、この制度への加入の募集に用いる資料に、次の事項を記載するものとする。
一 特別勘定に属する資産の種類及びその評価の方法
二 資産の運用方針
三 資産の運用実績により将来における年金の額、積立金の額その他の給付金の額が不確定であること（元本保証はなく、運用実績が元本を下回ることもありうること）。
(運営経常費)

第30条 年金事業に要する運営経常費は、毎年度予算の定めるところにより一般会計予算において、これを支弁するものとする。
(年金保険基金の財政状況及び運用結果の審査)

第31条 理事会は毎事業年度ごとに年金保険基金の財政状況及び運用結果について審査しなければならない。
(年金保険基金の報告書)

第32条 保険業法に基づき、年金事業に関する報告書を作成し、順序を経て代議員会の議決を経なければならない。
(適用利率)

第33条 適用利率は、年金保険基金の財政状況及び運用結果を勘案し、毎年、理事会の議を経て見直すものとする。
(監査規則に基づく監査の実施)

第34条 年金事業及びその基金は、公益社団法人日本歯科医師会監査規則に基づき、監査を受けなければならない。

第5章 年金保険制度等改廃時の処理

(この規則の変更及び廃止)

第35条 この規則を変更し、又は廃止しようとするときは、代議員会の議決を経なければならない。

(制度廃止時の年金保険基金の配分)

第36条 この制度が廃止されたとき、待期者及び受給者に対して、制度廃止時に今後制度が存続した場合に受取れると想定される各人の制度廃止時の基準利率による終身年金現価を計算し、その額に相当する年金保険基金を配分する。ただし、年金保険基金に不足がある場合は、その終身年金現価に比例して配分する。

2 前項による配分を行って、なお年金保険基金に残余がある場合は、加入者に対して、加入日から制度廃止日までの拠出金額に、加入月から制度廃止月までの期間の適用利率を付利して計算した元利合計に比例して、年金保険基金の残余金額を配分する。

第6章 雑 則

(施行細則への委任)

第37条 年金保険制度への加入手続、保険料の納付期限及び給付に関する請求手続、その他必要な事柄については、理事会の議を経て別に施行細則を定める。

(受給権の消滅)

第38条 第12条に定める給付を受ける権利及びその他年金保険制度に関連する一切の支払を請求する権利は、支払い事由発生の日から10年間これを行使しないときは消滅する。ただし理事会の議を経て、会長が特別の事情があると認めたときはこの限りでない。

附 則

1 この規則は、平成11年4月1日から施行する。

2 この規則施行の日（以下、「制度変更日」という。）の前日に既に受給者であった者の制度変更初年度の終身年金月額、制度変更日前日の各人の旧規則による終身年金現価を年5.5%の利率で計算し、これを制度変更日の基準利率による終身年金現価率で除した基準年金月額とする。次年度以降の終身年金月額は第17条後段の規定を適用する。

3 制度変更日の前日に既に旧規則による加入者であった者については、加入時から制度変更日前日までの保険料が年複利5.5%で運用されたものとする。ただし、制度変更後、中途脱退した場合、この期間の保険料は年複利2.75%で運用されたものとする。

4 制度変更日に旧規則による遺族年金給付期間が残存している遺族には、平成11年4月に旧規則による遺族年金一時払金を給付し、精算する。

5 制度変更日に既に加入者であった者の死亡給付金の額については旧規則による加入毎に加入時年齢、加入年月、加入口数及び拠出期間を制度変更日後も通算して適用し、計算する。

附 則

この規則は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

附 則

この規則は、平成26年3月13日に決定し、平成25年4月1日に遡って施行する。

附 則

この規則は、平成29年3月9日に決定し、平成29年10月1日より施行する。

◆ 公益社団法人日本歯科医師会年金保険規則施行細則

(制定の趣旨)

第1条 この施行細則は、公益社団法人日本歯科医師会年金保険規則（以下「規則」という。）第37条の規定に基づき、これを定める。

(加入手続)

第2条 会員は、加入をしようとする月の前月15日までに新規加入申込書（書式の様式については、別に定める。以下同じ。）に第1回目の保険料を添えて所属の都道府県歯科医師会を経て本会に提出して加入を申し込むものとする。

2 本会は、前項に基づく加入申込書を受理した月の翌月1日から加入者に対して年金保険制度上の責任を負うものとし、加入状況を証するものとして、加入しようとする月の翌々月末日までに加入通知書（書式の様式については、別に定める。）を作成し、遅滞なくこれを加入者に交付するものとする。

(クーリング・オフ手続)

第3条 規則第7条に基づくクーリング・オフ手続きは、次の事項を記載または記録した書面または電磁的記録により行うものとする。

- 一 契約をクーリング・オフする旨の申出
- 二 加入者の住所、氏名（捺印があるもの。ただし、電磁的記録の場合、捺印は不要。）、会員番号、連絡先電話番号
- 三 契約申し込み日

(保険料の納付期限)

第4条 加入者は、第2回目以降の保険料を充当月の15日までに納付しなければならない。

2 保険料の納付方法は、充当月の前月15日までに所属の都道府県歯科医師会が指定する金融機関等への振込振替、又は口座振替振替をもって行う。

(保険料の増額及び減額に関する手続)

第5条 保険料を増額若しくは減額しようとする加入者は、増額若しくは減額する月の前月15日までに保険料増額若しくは減額申込書を所属の都道府県歯科医師会を経て本会に提出するものとする。

2 保険料を増額若しくは減額した加入者は、増額若しくは減額後の保険料を前月15日までに所属の都道府県歯科医師会を経て本会に納付しなければならない。

(都道府県歯科医師会の送金期日)

第6条 都道府県歯科医師会は、第2条第1項及び第4条第2項に規定する保険料を受領したときは、その保険料を充当月の15日までに、規則第3条に規定する受託会社の本会年金基金口座に送金しなければならない。

(申請手続)

第7条 規則第12条に規定する給付を受けようとする者は、次の書類を所属の都道府県歯科医師会を経て本会に提出し、給付を申請するものとする。

- 一 終身年金の申請
 - (1) 終身年金給付申請書
 - (2) 住民票
 - (3) 印鑑登録証明書
 - (4) その他必要な書類
- 二 年金遺族一時払金の申請
 - (1) 年金遺族一時払金給付申請書
 - (2) 死亡診断書
 - (3) 規則第5条第七号に規定する遺族の戸籍謄本

- (4) 申請者の印鑑登録証明書
- (5) その他必要な書類

三 遺族一時金の申請

- (1) 遺族一時金給付申請書
- (2) 前号(2)から(5)までに掲げる書類

四 中途脱退一時金の申請

- (1) 中途脱退一時金給付申請書
- (2) 印鑑登録証明書
- (3) その他必要な書類

五 終身年金一時払金の申請

- (1) 終身年金一時払金給付申請書
- (2) 印鑑登録証明書
- (3) その他必要な書類

2 規則第5条第七号に規定する遺族の戸籍謄本は、受給権者が契約者（被保険者）と戸籍を異にする場合に限り、受給権者である当該遺族の戸籍抄本をもって代替することができる。

3 年金遺族一時払金及び遺族一時金（以下、「遺族給付」という。）を受けるべき同順位の遺族が2名以上あるときは、そのうち1名を遺族給付の受領についての代表者と定め、代表者は代表受取人承諾書を、その他の同順位遺族全員は委任状を、前項に規定する書類に添えて申請しなければならない。

（所属の都道府県歯科医師会の変更届等）

第8条 被保険者は、その所属する都道府県歯科医師会を変更したとき、又はその他に変更をきたした場合ともすみやかに所属の都道府県歯科医師会を経て本会に届を提出しなければならない。

2 年金の受給者は、給付申請書記載の次の各号につき変更があったときは、すみやかに所属の都道府県歯科医師会を経て本会に届出なければならない。

- (1) 住所についての届
- (2) 年金の受領方法についての届

3 年金の受給者は、本会がその者の住民票に代わるべき書類の提出を求めた場合は、すみやかに提出するものとする。

（給付金の調整）

第9条 給付の際、会費に未納がある場合は、未納会費相当額を給付金より控除して給付を行う。

（終身年金の転給）

第10条 受給者が死亡後、年金遺族一時払金給付申請書が提出されるまでに支払われた終身年金のうち、年金遺族一時払金相当額については年金遺族一時払金受給権者が受領したものとみなす。

（未給付分の終身年金に関する遺族への給付）

第11条 終身年金の受給者が死亡した場合において、その死亡した者に給付すべき終身年金で、まだその者に給付しなかったものがある場合は、規則第5条第七号に規定する遺族にその額を給付する。

（適用利率未決定期間における年金遺族一時払金、遺族一時金、中途脱退一時金、及び終身年金一時払金の算定に用いる利率）

第12条 規則第12条第二号、第三号及び第五号の給付額を算定するに際し、規則第5条第九号に規定する適用利率が未決定の期間に給付事由が発生したときに使用する利率は規則第5条第八号に規定する基準利率とする。

2 規則第12条第四号の給付額を算定するに際し、規則第5条第九号に規定する適用利率が未決定の期間に給付事由が発生したときに使用する利率は年0.0%とする。

（直轄準会員の特例）

第13条 公益社団法人日本歯科医師会定款第5条第1項第二号に基づく準会員のうち、本会が管理するため必要と認めた都道府県歯科医師会に所属しない準会員（以下、「直轄準会員」という。）は、第2条の加入手続及び第3条のクーリング・オフ手続及び第5条の保険料の増額及び減額に関する手続を行う場合、本会に直接行わなければならない。

2 直轄準会員の保険料は、第4条第2項の規定にかかわらず充当月の10日までに本会に納付しなければならない。

3 直轄準会員の保険料の納付方法は、本会指定の金融機関等への振込扱又は本会への持参扱とする。

4 本会は保険料の納付を確認した場合、本会への持参扱による場合を除き保険料領収書の発行を省略する。

5 本会は第2項に規定する保険料を受領したときは、その保険料を充当月の15日までに、規則第3条に規定する受託会社の本会年金基金口座に送金しなければならない。

6 直轄準会員の被保険者若しくは、その受給権者は、第7条第一号、第二号、第三号、第四号及び第五号に規定する年金、一時払金、一時金の給付申請手続を行う場合は、本会に直接行わなければならない。

附 則

1 この施行細則は、平成11年4月1日から施行する。

2 制度変更日の前日に既に旧規則による加入者であったものが、制度変更後に中途脱退した場合に用いる利率は、規則第22条第2項及び附則第3項ただし書の規定を適用する。

附 則

この施行細則は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

附 則

この施行細則は、平成26年3月27日に決定し、平成25年4月1日に遡って施行する。

附 則

この施行細則は、平成29年4月27日に決定し、平成29年10月1日より施行する。

附 則

この施行細則は、令和4年6月30日に決定し、令和5年4月1日より施行する。

◆ 公益社団法人日本歯科医師会年金保険特別勘定管理運営規程

第1章 基本的考え方

（規程の目的）

第1条 この規程は、公益社団法人日本歯科医師会年金保険規則第28条の規定に基づき、特別勘定の管理運営に関する責任体制の明確化を図り、特別勘定の健全かつ適正な運営を図ることを目的に定める。

（運営責任者と資金管理運用委員会）

第2条 特別勘定の管理運営に際し、日本歯科医師会会長は、運営責任者として会計及び厚生会員関係担当常務理事を任命する。

2 資金管理運用委員会は、委託先の年金資産の運用状況等を定期的に検証するとともに、必要に応じて、運用方法の変更及び委託先の変更等を理事会に具申できるものとする。ただし、運用方法の変更及び委託先の変更等については理事会の承認を必要とする。

(年金資産の運用の目的)

第3条 本会の年金資産の運用の目的は、本会年金制度加入者、期待者及び受給者に対して定められた年金給付及び一時金給付（以下、「給付」という。）を行うに十分な資産を確保することであり、許容できるリスクのもとで可能な限り高い総合収益を確保し、給付のための財源の積立を図ることを目標とする。

(運用におけるリスク許容度等制約条件)

第4条 キャッシュフローの変動や年金資産の変動が年金財政（給付）に与える影響をかんがみ、許容できる収益率の不確実性について十分注意を払うものとする。

(投資目標及び政策資産配分の策定)

第5条 前条を踏まえ、将来にわたって健全な年金制度を維持するに足るだけの収益率の確保（基準金利以上の確保）を中長期的な投資目標とする。なお、個別の資産については資産区分毎に後述するベンチマークを中長期的に上回るように努めるものとする。

2 前項の運用の目標を達成するため、投資対象としてふさわしい資産の期待収益率の予測に加え標準偏差と相関係数を考慮した上で、最適な資産の組み合わせである政策的資産構成割合（以下、「政策資産配分」という。）を策定し、これに基づく資産配分を維持するよう努めるものとする。

3 前項の政策資産配分は、3年以上の中長期的観点から策定し、毎年検証を行う。その検証の結果、策定時の諸条件が大きく変化した場合は、必要に応じて政策資産配分の見直しを行う。

(投資対象資産及び政策資産配分)

第6条 投資対象資産及び政策資産配分は以下のように定める。

一 政策資産配分

イ 国内債券 : 41%

ロ 国内株式 : 28%

ハ 外国債券 : 11%

ニ 外国株式 : 15%

ホ 短期資産等 : 0%

ヘ 代替投資 : 5%

2 実際のポートフォリオの資産構成比につき、前項第一号のイからヘまでに掲げる資産配分からの乖離を5%以内に維持することを原則とし、これを逸脱した場合の具体的な調整方法等については別途定める。

3 投資対象資産に関し次の各号について留意する。

一 貸付金については独立した投資対象資産とせず、実際の投資残高については第1項第一号のホに掲げる「短期資産等」の一部分と見なす

二 不動産証券化商品、ベンチャー投資或はヘッジファンド等、いわゆる代替投資に類する新しい投資対象・投資スキームの採用にあたっては、リスク及びリターン特性、流動性、評価方法について十分な検討を行うものとする

(受託機関の選定及び評価)

第7条 前条の政策資産配分に基づき、投資対象資産区分ごとに運用スタイル・手法の分散を勘案し、最も適切な受託機関を選択し、各受託機関に対し運用指針を提示することを基本とする。

2 受託機関の選定にあたっては、次の各号を勘案する。その際、必要に応じて年金コンサルタント等に助言を求める。

一 経営理念、経営内容及び社会的評価

二 年金制度に対する理解

三 運用方針及び運用スタイル・手法

四 情報収集システムや投資判断プロセス等運用管理体制

五 法令遵守体制

六 運用担当者の能力、経験

七 年金運用の経験と実績

3 本会は受託機関の運用実績及び投資行動を定期的に定量・定性の両面から総合的に評価し、その結果に基づいて受託機関に対する資産配分シェアの変更等を行うことによって、受託機関の努力と相互間の競争を促進し、より効率的な資産運用を目指すものとする。

4 受託機関（密接な人的・資本的関係のある関連企業を含む）において法令違反若しくはそれに類する行為があった場合、運用委託継続の是非について検討を行うものとする。

第2章 受託機関

(受託者責任)

第8条 受託機関は、本会の年金資産の管理運用にあたっては、善良なる管理者の注意を以て、専ら委託者たる本会の利益に対してのみ忠実に最善の努力を果たす義務を負う。

(議決権の行使)

第9条 受託機関は、専ら投資家たる本会の利益増大のために株主議決権を行使するものとする。

(法令遵守体制の整備)

第10条 受託機関は、法令を遵守するとともに、その確保のための体制の整備等に努めるものとする。

(運用指針の遵守)

第11条 受託機関は、資産運用の委託に関する契約書（以下、「契約書」という。）、及び話し合い等における合意に基づき運用を行うものとするが、本会が受託機関との協議のうえ資産構成比（以下、「基本アセットミックス」という。）及び運用方針等につき運用指針で提示した内容を遵守しなければならない。

(運用スタイル・手法の明確化)

第12条 受託機関は、資産区分毎の運用方針及びこれに基づく運用スタイル・手法を明らかにし、これを変更する場合は、その旨を本会に文書で通知し、協議を行うものとする。

(目標)

第13条 受託機関は、自らの運用スタイル・手法から想定されるリスクの下、期待される収益率の実現を目指し最大限の努力を行うものとする。

2 原則として、資産区分毎のベンチマーク及び基本アセットミックスに応じて資産区分毎のベンチマークを組み合わせた複合ベンチマークに対し、アクティブ運用を委託された場合はこれを上回るよう、またパッシブ運用を委託された場合はこれに追随するよう努めなければならない。

(運用上の遵守事項)

第14条 受託機関は、次の各号を遵守するものとする。

一 資産の共通事項

イ 一般経済情勢、投資対象資産に対し、十分な調査、分析を行ったうえ投資すること

ロ 投資対象毎に運用方針が明確なこと

- ハ 対象となるファンドのディスクロージャーが十分に行われていること
- ニ 流動性の確保に留意すること。ただし個別銘柄を選定する際、流動性が低い又は、インカムゲインが少ないという理由だけで投資対象から除く必要はない
- ホ 運用指針で指定された資産区分に従ってフルインベストメントを心がけ、余裕資金は最小限とすること。また、余裕資金については流動性及び収益性に留意した上で、適切な投資対象を選ぶこと
- ヘ 有価証券の頻繁な売買に伴う取引コストの増大により、かえって全体としての収益率を下げるようなことは避けること
- ト 有価証券貸借取引（いわゆるレンディング）に関しては、その内容等について本会と受託機関の間で事前に協議し、実行に際しては両者の合意に従うこと
- チ 合同口への投資はこれら事項が遵守されているファンドを選ぶこと
- リ 合同口の選択には運用スタイル・手法の組み合わせを十分に考慮すること
- ス デリバティブの利用にあたっては、債券、株式、外国為替等の原資産の価格変動リスクの一時的なヘッジ（いわゆる売りヘッジ）若しくは原資産の一時的な代替（いわゆる買いヘッジ）を目的とし、原資産の変動性を過度に高めるような投機的な取引は行わないこと
- ル 新たな金融商品等への投資にあたっては、投資について事前に本会と協議すること
- 二 売買執行に関する事項
 - 有価証券等の売買発注にあたっては、本会の利益を最優先し、総取引コストが最小となるよう最良執行に努めること。またこの際、発注先の信用力にも十分留意すること
- 三 国内株式
 - イ 有価証券等の売買発注にあたっては、本会の利益を最優先し、総取引コストが最小となるよう最良執行に努めること。またこの際、発注先の信用力にも十分留意すること
 - ロ 業種、銘柄等については適切な分散化を図ること
 - ハ 特定投資家による経営権の取得を目的とした投資行動等により、明らかに実態以上に割高に取引されている株式等については投資対象から除外すること
 - ニ 信用取引は行わないこと
- 四 国内債券
 - イ 投資対象は、原則として円建債券とするが、外貨建債券も為替リスクがヘッジされている場合には投資できること。また債券の格付け、クーポン、償還日等の発行条件等に関して十分な調査、分析を行ったうえで銘柄選択し、かつ特に指示の無い限り発行体、残存期間等の適切な分散化を図ること
 - ロ 国債、地方債、特別の法律により法人の発行する債券（金融債を除く）以外の債券を取得する場合には、信用のある格付け機関のいずれかにより投資適格 BBB 以上（以下、「BBB 以上」という。）の格付けを得ている銘柄とすること
- 五 新株予約権付社債
 - 投資対象は原則として国内の各証券取引所、店頭市場に株式公開している企業の発行する円建新株予約権付社債とし、投資対象企業の経営内容や発行条件等に関して十分な調査、分析を行ったうえで銘柄選択するとともに、適切な分散化を図ること
- 六 外国債券
 - イ 政治・経済との安定性、決済システム及び税制等の市場特性を十分調査した上で、投資対象国及び通貨を選定するとともに、債券の格付け、クーポン及び償還日等の発行条件等につき十分な調査、分析を行った上で銘柄を選択し、かつ特に指示の無い限り発行体、残存期間等の適切な分散化を図ること
 - ロ 投資対象銘柄の選択については、信用ある格付け機関のいずれかにより BBB 以上の格付けを得ている銘柄とすること
- 七 外国株式
 - イ 政治・経済との安定性、決済システム及び税制等の市場特性を十分調査した上で、投資対象国及び通貨を選定するとともに、投資対象企業の経営内容等につき十分な調査、分析を行った上で銘柄を選択すること
 - ロ 投資対象国、通貨、業種、銘柄等については特に指示の無い限り適切な分散化を図ること
 - ハ 特定投資家による経営権の取得を目的とした投資行動等により、明らかに実態以上に割高に取引されている株式等については投資対象から除外すること
 - ニ 信用取引は行わないこと
- 八 不動産
 - イ 短期的なキャピタルゲイン獲得のみを目的とした投資は行わないこと
 - ロ 取得又は処分に関しては、不動産市場の将来動向、当該不動産の客観的評価額、当該投資の収支計画等につき綿密な検討を行ったうえで、事前に本会と協議すること
- 九 貸付金
 - 貸付を行うにあたっては、貸付先の信用リスク、金利、償還日等の貸付条件について十分な調査、分析を行ったうえで、事前に本会と協議すること
- 十 代替投資
 - いわゆる代替投資については、上記の規定にかかわらず別途提示する運用指針の内容に従うこと

（受託機関の裁量範囲）

第 15 条 契約書、本規程、運用指針及びミーティング等において本会と受託機関が合意した内容に従う限り、資産の購入・売却（運用・回収）の対象、時期等の投資判断については受託機関の裁量によることができる。

（資産管理上の留意点）

第 16 条 本会の行う資産配分、運用指針の変更及び契約の解除等に伴い、資産の売却が必要となった場合には、受託機関は市場インパクト、取引コスト等に細心の注意を払い、本会にとって不利益にならないように最善を尽くすこと。

2 資産管理を委託されている受託機関においては、受託資産を自己資産から明確に区分して管理するとともに、保有証券類の保管、資金の決済業務にあたって細心の注意を払うこと。また再保管先の選択にあたっては信用リスク、事務管理能力、コスト等に十分留意すること。

（報告事項）

第 17 条 資産管理及び運用状況に係る報告は、次の各号による。

一 報告書

受託機関は、残高状況、損益状況（未収に係るものを含む。）、取引状況、費用状況等に係る年金資産の管理に関する報告書並びにパフォーマンス状況、ポートフォリオ状況、運用方針等に係る年金資産の運用に関する報告書（磁気媒体によるデータ提供を含む。）を本会に対し原則として毎月、提出すること。本会から要請があった場合には、その指示に基づいて報告及びデータ提供を行うこと。また、株主議決権行使した場合は、その状況について適宜報告を行うこと

二 ミーティング

本会は、資金管理運用委員会において、原則として四半期毎に受託機関に対し年金資産の運用に関するヒアリングを行い、運用に関する重要事項について協議を行うものとする。また、それ以外にも必要の都度、情報交換や協議を行うものとする

三 その他の報告

- イ 契約書、本規程又は運用指針等に反する行為があった場合には、直ちに本会に対し報告を行い、本会の指示に従うこと
- ロ 運用について重大な環境変化等が生じた場合には、遅滞なく本会に報告すること

第3章 運用の評価及びシェア変更

(運用の評価)

第18条 受託機関の運用の評価は、資金管理運用委員会において原則として次の各号により行うこととする。

一 評価方法

評価は、次に掲げるイの定量的評価にロの定性的評価を加えた総合的な評価で行うものとする

イ 定量的評価

(1) ベンチマークとの比較評価

各資産区分ごとに第三号の計算方法によって算出した収益率とベンチマークを四半期及び年間で比較することにより行う

(2) 複合ベンチマークとの比較評価

複数の資産区分で運用している受託機関については、資産全体を本条第三号の計算方法によって算出した収益率と運用指針等であらかじめ定められた基本アセットミックスに基づき各ベンチマークを組み合わせた収益率（複合ベンチマーク）を四半期及び年間で比較することにより行う

(3) 受託機関相互の比較評価

各資産別に同一のベンチマークを対象とする受託機関ごと及び資産全体で類似の複合ベンチマークを対象とする受託機関ごとに比較評価を行う

ロ 定性的評価

各受託機関の組織、投資方針、リスク管理、運用能力及びプレゼンテーション等に関する評価を行うこととし、その際、運用スタイル・手法と実際の投資行動との整合性についても考慮する。なお、不動産及び余裕資金については定量的評価の対象とせず、その管理運用状況について定性的評価の対象とする

ハ 代替投資等の評価

代替投資等の評価についても、基本的にはイ及びロに掲げる評価を準用とし、運用手法を勘案し必要に応じた評価方法を別途定めるものとする

二 ベンチマーク

ベンチマークとしては、原則として各資産に対し次に掲げるイからホまでの指標等を用いることとする。なお、運用スタイル・手法からみて合理的な理由があると判断する場合にはそれ以外のベンチマークを用いることとし、その旨運用指針等に明記するものとする

イ 国内債券：NOMURA - BPI

ロ 国内株式：TOPIX（配当込み）

ハ 外国債券：シティグループ世界国債インデックス（日本を除く、円建）

ニ 外国株式：MSCI（KOKUSAI、円換算、配当込み・GROSS）

ホ 短期資産等、代替投資：コール・ローン（翌日物、有担保）

三 収益率の計算方法

イ 収益率の計算は、時価をベースとした時間加重収益率で毎月評価し、幾何的にリンクする

ロ 取引の認識基準は、約定ベースとし、収益の認識は、発生主義で計上することを原則とする

(シェア変更等)

第19条 シェアの変更は、資金管理運用委員会において次の各号に基づき提案のもと、理事会の承認を必要とする。

一 評価に基づくシェア変更

イ 前条の運用の評価を行った結果に基づいて、本会は各受託機関への資産配分シェアの変更、委託契約の解除又は運用指針の変更等を行うものとする

ロ イの場合の評価対象期間は、原則として3年であるが、それよりも短い期間であっても運用成績が著しく不良である場合等においては直ちに資産配分シェアの変更、又は委託契約の解除を行うこともある

ハ 掛金シェアの変更については、毎年の評価に基づいて見直すことを原則とする

二 政策的に行うシェア変更

市場価格の大幅な変動により本会全体の資産構成が政策資産配分から著しく乖離し、その修正を行う必要がある場合又は運用スタイル・手法の適正な分散を目的として受託機関の構成の変更を行う場合等においては、受託機関の評価の優劣にかかわらず、本会の政策的判断を優先して資金配分シェアの変更、委託契約の解除又は運用指針の変更を行うことがある

三 その他のシェア変更

契約書、本規程等に反したと認められる場合、若しくは年金資産管理上重大な問題が生じた場合等にも、本会の年金資産の安全確保のため緊急に資金配分シェアの変更又は委託契約の解除を行うことがある

第4章 その他

(雑則)

第20条 本規程を変更する場合には理事会の承認を必要とし、本会から受託機関に対し、文書により示すものとする。

- 2 本規程等に関し、受託機関として意見がある場合は、これを申し出ることを妨げるものではない。特に運用上の遵守事項はあくまでも基本的な原則であり、これにより受託機関の運用スタイル・手法が重大な制約を受けることのないよう、個別に本会と協議され解決されるべきである。

附 則

この規程は、公益社団法人の設立の登記日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年3月27日に決定し、平成26年4月1日より施行する。

附 則

この規程は、平成27年3月26日に決定し、平成27年4月1日より施行する。

附 則

この規程は、平成28年12月22日に決定し、平成29年1月1日より施行する。

附 則

この規程は、平成30年3月29日に決定し、平成30年4月1日より施行する。

附 則

この規程は、令和3年3月25日に決定し、令和3年4月1日より施行する。

附 則

この規程は、令和6年2月15日に決定し、令和6年4月1日より施行する。